

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 目的

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費の補正の試行を行うため、本要領に必要な事項を定める。

2. 試行対象工事等

(1) 対象工事等

県土整備部が発注する工事（営繕工事、港湾工事は除く）のうち、主たる工種が屋外作業であるものを対象とする。また、土木工事標準積算基準書に基づき諸経費を算出した特定委託業務（草刈り、日常管理、側溝清掃など）を対象とする。

(2) 適用範囲

（特定委託業務）

令和8年8月4日以降に契約した特定委託業務（草刈り、日常管理、側溝清掃など）に適用する。

ただし、既契約の業務については、受発注者間で協議が整ったものを対象とする。

（機械設備工事）

令和2年4月1日以降に契約した工事に適用する。

ただし、令和2年10月4日までに完成通知が提出された工事は除く。

（それ以外の工事）

平成31年4月1日以降に契約した工事に適用する。

ただし、令和元年7月31日までに完成通知が提出された工事は除く。

なお、本試行の実施の有無については、契約後速やかに、打合せ簿により監督職員と協議を行い、決定するものとする。

また、特記仕様書に本要領の対象工事である旨の記載がないものについては、発注者から対象となる旨の通知があり、受注者が希望する場合は、打合せ簿により監督職員と協議を行い、本要領を適用できるものとする。

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日、または暑さ指数（WBGT）が25度以上の日とする。（夜間工事の場合は、作業時間帯の最高値で判断する。）

(2) 工事着手

現場において、何らかの作業に着手した日（現地測量、草刈、工事看板設置等）

(3) 工事完成

現場において、後片付けを含むすべての作業が完了した日（工事看板撤去等）

(4) 対象工期

工事着手から工事完成日までの期間をさす。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

工事の最終変更等に当たっては、現場管理費の補正を行う必要があるが、工期末が夏季に設定されている工事については、「真夏日率」の算出に必要な「対象工期」の工事完成日は、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者協議により定めるものとする。

(5) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出するものとする。

(6) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{対象工期}$$

4. 計測・真夏日率算出方法について

(1) 観測地点の決定

受注者は、施工計画書に真夏日の確認を行う施工現場最寄りの気象庁地上気象観測所および環境省が公表している暑さ指数(WBGT)観測地点をそれぞれ記載する(別紙2、別紙3参照)。

なお、施工計画書を提出済みの工事にあつては、受注者は工事打合せ簿に前述の内容を記載し、提出することとする。

(2) 真夏日の計測方法

1) 本試行にあたっては、下記①～③のいずれかに該当した場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30度(℃)以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、又は暑さ指数(WBGT)が25度(℃)以上の場合、真夏日とする。

2) 休工期においては、上記①～③に該当した場合でも真夏日としては計上しないものとする。

(3) 真夏日率の算出方法

上記計測方法により真夏日を計上し、真夏日率を算出するものとする。

ただし、休工期は真夏日に含めないものとする。

(4) 計測結果の報告

受注者は、現場作業終了後速やかに真夏日の集計を行い、工事打合せ簿により真夏日率と算定根拠を添付し、監督職員に協議するものとする。

5. 積算方法等

現場管理費の補正は、以下の式の通り補正値を算出し、現場管理費率に加算することで行う。
なお、補正は変更契約において行う。

$$\text{現場管理費} = \text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}) + \text{補正値}^{\ast})$$

$$\ast \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正値(%)は小数第2位止め(3位四捨五入)とする。

ただし、積算基準では、現場管理費の補正は最高2%とされていることから、緊急工事と重複する場合は、緊急工事の2%の補正値を加算とする。

6. 対象工事・特定委託業務である旨の明示

対象工事は共通特記仕様書第2－6条に記載されているとする。また、対象業務である旨は別紙1のとおり特記仕様書に記載するものとする。

7. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合、また、この要領に定めのない事項については、発注者、受注者双方が協議して定めることとする。

附 則 令和元年8月1日から施行する。
 令和2年10月5日から施行する。
 令和8年8月4日から施行する。

特記仕様書記載例

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行業務)

第〇〇条 本業務は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象業務とする。

- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 業務の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。